

## 1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に深い傷を残すものである。いじめは、どの学校でもどの学級でも起こるという認識を基本におき、未然防止に取り組むと同時に、いじめを見付けた場合は、速やかに解決を図る。特に、子供の尊い命が失われることはあってはならず、早期発見・早期対応を基本に丁寧に対応し、未然防止に努める。

第三小学校では、「未然防止のための取り組み」「早期発見のための取り組み」「早期対応のための取り組み」「重大事態への対処」について、迅速かつ組織的に対応していく。

そのために、教員の指導力の向上を図り、子供からの声や心を受け止め、子供が安心して登校できる環境を構築する。また、いじめについて、声を上げられる学校づくりに努める。さらに、保護者・地域・関連機関と十分な連携の元、社会全体でいじめ防止に取り組んでいく。

## 2 未然防止のための取組

### (1) 児童への取組

学級経営の充実を図り、どの学級も互いに認め合い、高め合う児童を育成する。

道徳授業や特別活動の充実を図ることを基盤に、教育活動全体で子どもの自尊感情を育成する。

タブレット端末の使用などを踏まえた、発達段階に応じた情報リテラシーの育成を図る。

### (2) 保護者・地域への取組

学校運営協議会やPTAなどの地域に学校の取り組みを知らせ、学校と家庭や地域とで十分な連携を図り、子どもの見守りを進める。

道徳授業地区公開講座やセーフティー教室などを活用した啓発活動などを推進する。

### (3) 関係機関との取組

教育委員会・子ども家庭支援センター・児童相談所・主任児童委員及び民生児童委員と情報の共有を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携しながら子どもの小さなサインを見逃さないようにする。

## 3 早期発見のための取組

児童の日々の生活をよく観察し、いじめの芽を察知したり、児童からのいじめの情報を受信したりできるようにしていく。

### (1) 担任による毎朝の健康観察の充実・休み時間の子どもの適切な関わり

朝の健康観察、休み時間の様子から、異変に気付いた場合は学年の教員・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・生活指導主任・管理職への報告・連絡・相談する体制を作る。

### (2) アンケート調査の実施

年3回のふれあい月間などの取り組みを中心に、児童の実態を定期的に把握し指導に生かす。

### (3) 面接の実施

スクールカウンセラーによる、5年生の全員面接を行う。また、5年生以外の児童にもカウンセラー・養護教諭・生活指導主任が必要に応じ面接を行い、児童の実態把握に努める。

特に、ゴールデンウィーク明けや長期休業明けなどは、担任が中心となって面接などを適宜行い、児童の実態把握に努める。

## 4 早期対応のための取組

### (1) 初期対応の取組

いじめを把握した場合は、即時的にいじめ防止対策委員会を開催し、事実確認及び対応方針を検討する。被害児童への支援、加害児童への指導、周囲児童への対応について、教員の役割分担を明確にして対応する。

週1回の生活指導夕会において組織的に情報共有を行い、教職員が同じように指導にあたることのできるようにする。

### (2) 被害児童への支援

被害児童の安全確保を最優先に考え行動する。状況を把握し、全教職員で情報の共有を行う。また、担任だけでなく、全教職員で声掛けを行う。被害を受けたことの心理的ストレスを軽減するため、スクールカウンセラー・養護教諭・生活指導主任による面談を行う。

また、いじめを伝えた児童の安全を確保するため、複数の教員による見守り、養護教諭による個別面談を行い、心の安定を図る。

### (3) 加害児童への指導

加害児童を特定し、いじめをやめさせ、再発を防止する。担任・生活指導主任及びいじめ防止対策委員会が中心となり、組織的にかつ継続的に観察を繰り返し、指導の徹底を図る。加害児童の保護者とも連携を図り、いじめをさせないよう指導していく。状況によっては、スクールカウンセラーと加害児童の面談を行う。

加害児童の保護者が、子どもの指導に悩む場合は、スクールカウンセラーとの面談を通し心のケアを図る。また、加害児童へ継続して指導を繰り返しても、改善が見られない場合は、管理職が話をを行う。被害児童や周りの子の学習が著しく妨げられる場合は、教育委員会に報告し、指導を受ける。状況によっては警察に通報を行い、安全を確保する。

## 5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、迅速に教育委員会に報告し、下記の対応を行う。

- (1) いじめられた児童の安全を確保する。
- (2) いじめられた児童が、落ち着いて教育を受けられる環境を作る。
- (3) 学校から、速やかに教育委員会に報告し、連携した対処を開始する。
- (4) 学校に派遣された関係機関・臨床心理士と連携し対処する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合、東大和警察署と連携した対処を行う。

## 6 組織的な対応の在り方

### (1) 組織的な指導体制

いじめ防止の取り組みとして、「未然防止のための取り組み」「早期発見のための取り組み」「早期対応のための取り組み」は、いじめ防止対策委員会を中心に、学校全体で情報を共有する。また、保護者・地域と連携を図り対応する。また、必要に応じ、教育委員会・子ども家庭支援センター・民生委員（主任児童委員・民生児童委員）・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携を図り、いじめの課題に取り組んでいく。

### (2) 相談体制

教育委員会に報告すると同時に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども家庭支援センター・民生委員（主任児童委員）と日常的に連絡を取り、協力体制を作っておく。

## 7 研修体制

子どもの声を確実に受け止め、いじめがない、楽しい学校生活を送ることができるよう、下記の研修を実施する。

(1) いじめ防止基本方針の周知に関する研修

教員のいじめ防止に対する意識や具体的な対応力を高める。

6月、11月、2月のふれあい月間を重点に、基本方針を確認し、いじめ防止の取組について徹底を図る。

(2) 児童の自己肯定感を高める研修

毎週の道徳授業の計画や行事に向けた学級活動を中心に、子どもの自己肯定感を高める OJT 研修を進める。